

瀬戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第26号

瀬戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

瀬戸市企業立地促進条例（平成18年瀬戸市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）において<u>事業所</u>の新設又は増設を行う<u>企業</u>に対し、奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進を図り、もって本市の産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 企業がその事業の用に直接供する施設及びこれに附帯する施設であって、<u>主に管理事務を行う施設を除いたものをいう。</u></p> <p>(2) <u>ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く施設をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）において<u>工場等</u>の新設又は増設を行う<u>事業者</u>に対し、奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進を図り、もって本市の産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 企業がその事業の用に直接供する施設及びこれに附帯する施設をいう。</p>

(3) 事業所 工場等又はホテル等をいう。

(4) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者が現に行っている事業と異なる事業に係る事業所を市内に設置することをいう。

(5) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して当該事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置することをいう。

(6) 事業者 営利を目的として、事業所を新設又は増設し、かつ、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。

(7) 投下固定資産総額 事業者が事業所の新設又は増設に要した費用のうち、規則で定める土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額をいう。

(8) <省略>

(9) 固定資産税 瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る事業所の土地、家屋及び償却資産に対して事業者に課する固定資産税のうち、第7号に規定する土地、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。

(10) 都市計画税 瀬戸市市税条例の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る事業所の土地及び家屋に対して事業者に課する都市計画税のうち、第7号に規定する土地及び家屋に対して課されるものをいう。

(11) 雇用基準日 新設又は増設に係る工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）又はホテル等が開業した日（以下「開業日」という。）から起算して1年を経過した日をいう。

(2) 新設 市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置し、又は市内に工場等を有する者が現に行っている事業と異なる事業に係る工場等を市内に設置することをいう。

(3) 増設 市内に工場等を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の工場等の敷地内若しくはこれに隣接して当該工場等を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の工場等を市内に設置することをいう。

(4) 事業者 営利を目的として、工場等を新設又は増設し、かつ、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。

(5) 投下固定資産総額 事業者が工場等の新設又は増設に要した費用のうち、規則で定める土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額をいう。

(6) <省略>

(7) 固定資産税 瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る工場等の土地、家屋及び償却資産に対して事業者に課する固定資産税のうち、第5号に規定する土地、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。

(8) 都市計画税 瀬戸市市税条例の規定に基づき、本市が新設又は増設に係る工場等の土地及び家屋に対して事業者に課する都市計画税のうち、第5号に規定する土地及び家屋に対して課されるものをいう。

(9) 雇用基準日 新設又は増設に係る工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）から起算して1年を経過した日をいう。

12 新規雇用常用従業員 常時雇用の従業員のうち、操業日又は開業日の3月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者で、当該雇用された日から雇用促進奨励金の交付申請をするまでの間、継続して市内に住所を有するものをいう。

(奨励措置の対象)

第4条 奨励措置の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 当該事業者の新設又は増設に係る事業所が次に掲げるいずれかの事業の用に供されるものであること。

アからウまで <省略>

エ 一般公衆に対して宿泊を提供する事業（旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）で規則で定めるもの

オ <省略>

(2) 当該事業者の投下固定資産総額等が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 新設又は増設に係る工場等の投下固定資産総額が5億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）であること。

イ 新設又は増設に係るホテル等の投下固定資産総額が5億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）、かつ、当該ホテル等の総客室の数が50室以上であること。

(3)及び(4) <省略>

(指定の申請等)

第5条 <省略>

2 <省略>

3 市長は、前項の指定をしようとするときは、

10 新規雇用常用従業員 常時雇用の従業員のうち、操業日の3箇月前から引き続き市内に住所を有する者で、操業日の3箇月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用されたものをいう。

(奨励措置の対象)

第4条 奨励措置の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 当該事業者の新設又は増設に係る工場等が次に掲げるいずれかの事業の用に供されるものであること。

アからウまで <省略>

エ <省略>

(2) 当該事業者の投下固定資産総額が5億円以上であること。ただし、中小企業者にあつては、1億円以上であること。

(3)及び(4) <省略>

(指定の申請等)

第5条 <省略>

2 <省略>

3 市長は、第1項の指定をしようとするときは

必要に応じて瀬戸市企業立地審査会の意見を聴くものとする。

4 市長は、第2項の指定をするときは、対象事業者に対し、周辺の生活環境への適正な配慮をすべきことその他の必要な条件を付することができる。

(指定に関する届出)

第5条の2 前条第2項の規定により指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 立地に係る計画を変更したとき。

(2) 立地に係る工事等に着手したとき。

(奨励金の額等)

第7条 対象事業者に交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 立地促進奨励金 新設又は増設に係る事業所が操業日又は開業日以後において、最初に固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）が課される年度から5年度間における各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。ただし、当該対象事業者に係る立地促進奨励金の合計額が10億円を超えるときは、10億円とする。

(2) 雇用促進奨励金 新設又は増設に係る事業所において雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている新規雇用常用従業員の数に25万円を乗じて得た額とする。ただし、当該額が750万円を超えるときは、750万円とする。

2から4まで <省略>

、必要に応じて瀬戸市企業立地審査会の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の指定をするときは、対象事業者に対し、周辺の生活環境への適正な配慮をすべきことその他の必要な条件を付することができる。

(奨励金の額等)

第7条 対象事業者に交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 立地促進奨励金 新設又は増設に係る工場等が操業日以後において、最初に固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）が課される年度から5年度間における各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。ただし、当該対象事業者に係る立地促進奨励金の合計額が10億円を超えるときは、10億円とする。

(2) 雇用促進奨励金 新設又は増設に係る工場等において雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている新規雇用常用従業員の数に25万円を乗じて得た額とする。ただし、当該額が750万円を超えるときは、750万円とする。

2から4まで <省略>

<p><u>(奨励金の認定申請)</u></p> <p><u>第8条 指定事業者は、奨励金の認定を受けようとするときは、規則で定める日までに規則に定めるところにより、市長に奨励金の認定を申請しなければならない。</u></p>	
<p><u>2 市長は、前項の規定による認定の申請の内容がこの条例の目的に適合していると認めるときは、奨励金の認定をするものとする。</u></p>	
<p>(奨励金の交付の時期等)</p>	<p>(奨励金の交付の時期等)</p>
<p><u>第9条 &lt;省略&gt;</u></p> <p>(奨励金の交付申請)</p>	<p><u>第8条 &lt;省略&gt;</u></p> <p>(奨励金の交付申請)</p>
<p><u>第10条 第8条第2項の認定を受けた指定事業者（以下「認定事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に奨励金の交付を申請しなければならない。</u></p>	<p><u>第9条 第5条第2項の指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に奨励金の交付を申請しなければならない。</u></p>
<p><u>2 市長は、前項の規定による交付の申請の内容がこの条例の目的に適合していると認めるときは、交付の決定をするものとする。</u></p>	
<p>(交付の制限)</p>	<p>(交付の制限)</p>
<p><u>第10条の2 市長は、認定事業者が第4条第3号又は第4号に掲げる要件を満たしていないと認めるときは、奨励金を交付しないことができる。</u></p>	<p><u>第9条の2 市長は、指定事業者が第4条第3号又は第4号に掲げる要件を満たしていないと認めるときは、奨励金を交付しないことができる。</u></p>
<p>(交付に関する届出)</p>	<p>(届出)</p>
<p><u>第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>第10条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(1) 奨励金の交付を受けることができる期間（以下「交付対象期間」という。）内に新設又は増設に係る<u>事業所</u>の全部又は一部の<u>事業</u>を休止し、又は廃止したとき。</p>	<p>(1) 奨励金の交付を受けることができる期間（以下「交付対象期間」という。）内に新設又は増設に係る<u>工場等</u>の全部又は一部の<u>操業</u>を休止し、又は廃止したとき。</p>
<p>(2) 交付対象期間内に新設又は増設に係る<u>事業</u></p>	<p>(2) 交付対象期間内に新設又は増設に係る<u>工場</u></p>

<p>所以外の<u>事業所</u>のうち市内に存するものの敷地を縮小し、又は全部若しくは一部を廃止することとなったとき。</p> <p>(指定の取消し等)</p>	<p>等以外の<u>工場等</u>のうち市内に存するものの敷地を縮小し、又は全部若しくは一部を廃止することとなったとき。</p> <p>(指定の取消し等)</p>
<p><u>第12条</u> 市長は、<u>指定事業者又は認定事業者</u>（以下「<u>指定事業者等</u>」という。）が交付対象期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、その指定、<u>認定</u>若しくは奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 新設又は増設に係る<u>事業所</u>の全部又は一部の<u>事業</u>を休止し、又は廃止していると認められるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により、<u>指定、認定</u>又は奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) <u>指定事業者等</u>が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p>	<p><u>第11条</u> 市長は、指定事業者が交付対象期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、その指定若しくは奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 新設又は増設に係る<u>工場等</u>の全部又は一部の<u>操業</u>を休止し、又は廃止していると認められるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により、<u>指定又は奨励金</u>の交付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) <u>指定事業者</u>が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p>
<p><u>第13条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(地位の継承)</p>	<p><u>第12条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(地位の継承)</p>
<p><u>第14条</u> <u>指定事業者等</u>に相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該<u>指定事業者等</u>に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、市長の承認を受け、当該<u>指定事業者等</u>の地位を承継することができる。</p>	<p><u>第13条</u> <u>指定事業者</u>に相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該<u>指定事業者</u>に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、市長の承認を受け、当該<u>指定事業者</u>の地位を承継することができる。</p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(報告及び立入調査)</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(報告及び立入調査)</p>

<p>第15条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、対象事業者、<u>指定事業者又は認定事業者</u>に対し、必要な報告を求め、又は職員に対象事業者若しくは指定事業者の<u>事業所</u>に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第14条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、対象事業者若しくは<u>指定事業者</u>に対し、必要な報告を求め、又は職員に対象事業者若しくは指定事業者の<u>工場等</u>に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに改正前の瀬戸市企業立地促進条例第5条第1項に規定する奨励事業者の指定の申請があったものの取扱いは、なお従前の例による。